

平田リバーサイドプラザ 業務実施基準

※ 本表に掲げる頻度等については最低限とする。

業務の内容			数量・頻度等			
種類	概要	詳細	数量・範囲	頻度	備考	
公園全般の運営業務	ア 平等利用の確保	①利用者の平等・公平を図る。				
	イ 職員体制の確立	①管理事務所には、業務に支障のないよう2名以上の施設全般を把握している職員を配置し運営にあたる。			所長及びサブリーダー	
	ウ 利用者等のニーズの把握	①利用者や地域住民のニーズを的確に把握し、質の高いサービス等、施設管理への反映を図る。			年2回程度	アンケートの実施等
	エ 要望・苦情等の対応	①迅速な対応をとり、適切な処理を行う。				
	オ 公園の特性を生かしたイベントの開催	①利用者に公園の魅力を充分堪能していただけるよう、季節に応じたイベントを開催する。			毎月1回以上	
	カ 情報提供	①市内外にイベント等の施設情報の発信を図る。				
	キ 研修の実施	①職員の育成及び運営に必要な研修を実施し、常にスキルアップを図る。				
	ク 園内の巡回	①適宜園内を巡回し、施設の異常箇所の発見や、不適切な利用を行っている者への指導及び指示を行う。				
	ケ 駐車場の整理	①目的外駐車や公園周辺道路への違法駐車対策及びイベント等混雑時における駐車場等の整理を行う。				
	コ 行為の制限・禁止	①公園の運営に当たっては、法・条例に従い適正な対応を図る。				
	サ 利用の制限・禁止	①公園の運営に当たっては、法・条例に従い適正な対応を図る。				
	シ 業務報告及び連絡調整	①日々の管理日誌の作成及び利用状況等の報告資料の作成。 ②業務処理状況の記録及び毎月の報告書の提出。 ③事故・災害等緊急事態が発生した場合における迅速、適切な対応・処理及び報告を行う。 ④警報発令時における警戒配備態勢の設置(災害時業務マニュアルを参考)。 ⑤長良川増水時への適切な対応及び撤去処理への作業協力を実施すること。	管理日誌の作成と報告 処理状況の記録と報告 事故・災害等の対応 急病・犯罪等の事故報告 自然災害時の警戒配備態勢等		随時 随時 随時 随時 随時	提出は月ごと 施設撤去作業協力
ス その他、必要と判断される事項	①公園の運営上、必要と判断される事項については、市と協議の上、適宜対応する。					
サイクルコース、多目的広場、周回コース	ア 管理員の体制	①業務に支障のないよう2名以上の管理員を配置し運営にあたる。			責任者とは別の作業員	
	イ 利用者への安全対策	①施設の利用者に対して、利用上の注意事項を利用前に説明するとともに、随時施設内を巡回し、利用方法の指導を行う等の安全対策を講じる。		随時		
	ウ 施設利用の受付	①多目的広場については、予約状況の把握、利用申込書の受理、日程の調整、許可書の交付等を行う。 ②周回コースについては、予約状況の把握、利用申込書の受理、日程の調整、許可書の交付等を行う。 ③施設利用の受付方法について、利用マニュアルを作成し、利用者へ周知すること。 ④サイクルコースについては、特殊自転車利用券の販売、自転車の貸出等を行う。 ⑤感染症拡大防止のため、接触部は消毒薬等で拭きあげることを。		随時		
提案	ア 自然環境や緑化意識の啓発	①施設の運営の中で生じた提案については、市に対して提案することができる。 ②指定管理者の判断により、公園の設置目的に則った事業を行うことができる。 ③予算を伴う提案については、市の予算編成スケジュールに則って行う。				
	イ 事業の実施・利用促進方策					
	ウ 安全確保に伴う運用方法の改善					
	エ その他、公園の運営に関する事項					
清掃・点検等施設の維持管理業務	ア 管理事務所、倉庫の管理	①施設や設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な点検を行い、必要に応じた部品交換や施設の補修・修繕を行うこと。 ②作業中は「清掃中」・「点検中」等の表示を行うなど、利用者の利便性に配慮すること。 ③管理棟内の泥汚れを掃き出す日常清掃のほか、定期清掃として移動できる什器類は移動し、家電品などにかからないよう水洗いを行い、窓ガラスは両面とも洗剤等で汚れを落とすこと。 ④照明器具等は布等で除塵清掃すること。 ⑤特別清掃時には倉庫等の清掃も実施し、備品等の利用しやすいようにすること。 ⑥感染症拡大防止のため、消毒薬等を設置すること。	点検	随時		
			施錠・開錠	随時	営業日	
			日常清掃	1箇所	随時	
			定期清掃	1箇所	月1回	

平田リバーサイドプラザ 業務実施基準

※ 本表に掲げる頻度等については最低限とする。

業務の内容			数量・頻度等			
種類	概要	詳細	数量・範囲	頻度	備考	
清掃・点検等施設の維持管理業務	イ トイレの管理	①便器、手洗い器等は、洗剤をつけたスポンジ類で汚れを取り除き、臭気は残らないようにすること。 ②便器等に排水処理できない異質物が詰まっていないか点検すること。 ③床は塵を除去した後、洗剤を使用してデッキブラシで磨き、汚れを十分に落としてから水洗いする。 ④水洗いをした後は、足が滑らないよう、水気を出来るだけ残さないようにすること。 ⑤トイレトーパー・防臭剤・石けん等の衛生材料は常時あるように補充すること。 ⑥感染症拡大防止のため、接触部は消毒薬等で拭きあげること。	点検	3箇所	随時	
		施錠・開錠	随時			
		清掃	随時			
		ペーパー交換等	随時			
	ウ 水飲みの管理	①常に衛生的にし、利用しやすいようにすること。	清掃・点検	水飲み場4箇所	随時	
	エ 園路・多目的広場等、園内の管理	①日常的な点検を行い、施設の補修・修繕を行うこと。 ②園内(駐車場含む)のゴミを拾い、分別して処分すること。落ち葉等については竹箒・熊手等で随時行うこと。	点検		随時	
			園内清掃		随時	
	オ 四阿、ベンチの管理	①施設や設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な点検を行い、必要に応じた部品交換や施設の補修・修繕を行うこと。 ②作業中は「清掃中」・「点検中」等の表示を行うなど、利用者の利便性に配慮すること。 ③感染症拡大防止のため、接触部は消毒薬等で拭きあげること。	点検・修繕		随時	
	カ 遊戯施設の管理	①遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「遊具の安全に関する基準」に基づき点検・修繕を行うこと。また適正な利用に供するよう日常的な清掃・点検を行い必要に応じた処置を行うこと。 ②感染症拡大防止のため、接触部は消毒薬等で拭きあげること。	清掃・点検	24基	随時	
	キ サイクルコースの管理	①日常の清掃・点検のほか、路面の確認、異物の除去等、利用者の適正な利用に供するよう業務にあたること。	清掃・点検	1箇所	随時	
路面の確認			随時			
異物の除去			随時			
ク 樹・排水溝の管理	①側溝・集水樹・浸透樹等の性能を維持・回復するため、溜まったゴミや土砂は取り除くこと。 ②落ち葉時期には公園外周の落ち葉も清掃すること。	点検		4回/年		
		清掃		随時		
ケ 駐車場及び出入り口の管理	①日常点検及びイベント開催時の利用者整理等。 ②目的外駐車や河川占用許可地以外への違法駐車対策。 ③放置車輛等については、盗難届及び防犯登録を所管の警察署に確認後、市へ報告すること。 ④開園時間前に開錠し、閉園時間後に駐車車両がないことを確認し施錠すること。 ⑤イベント等において主催者が、開園時間外に施錠及び開錠を希望した場合は、事前に市と指定管理者で協議すること。	日常点検		随時		
		施錠・開錠	堤防3箇所	随時	指定管理者が受諾した時間から開錠	
		閉鎖時間告知看板の交換		随時		
		違法駐車対策		随時		
		放置車輛等届出事務		随時		
コ 保守点検	①関係法令の基準に基づき法定・定期・日常点検等、常に状況を把握し作業にあたること。	衛生施設点検	3箇所	随時	トイレ汲み取り等	
		水質検査	3箇所	1回/年		
		自転車点検(おもしろ自転車)	12台	随時		
ア 樹木の管理	①樹木の成長過程、枝葉の伸張肥大及び密度を見極め、剪定の方法及び分量を決定し枝葉の一部を切り取る。 ②枝の密生箇所は中透かしを行い、刈地原型を考慮し、樹冠周縁、小枝の輪郭線を作り刈り込む。 ③針葉樹は萌芽力を損なわないよう注意して芽摘み等を行う。植込み地内での作業では枝の損傷に注意し、花木類剪定では花芽分化の時期に注意する。 ④散布する薬剤は、農薬取締法上で人畜無害及び魚毒性の低いもので、腐食性・引火爆発性のない安全性の高いものを使用し、関係法令に従って実施すること。	剪定(高木)		1回/年	管理上の支障枝については適宜実施。	
		剪定(中木)		1回/年	剪込を含めて、必要に応じ行う。	
		剪込(低木・生垣等)		1回/年		
		枯損木の撤去		随時		
		病害虫防除		随時		

平田リバーサイドプラザ 業務実施基準

※ 本表に掲げる頻度等については最低限とする。

業 務 の 内 容			数 量 ・ 頻 度 等			
種 類	概 要	詳 細	数 量 ・ 範 囲	頻 度	備 考	
樹木等の育成管理業務	イ 芝生地の管理	①芝刈りについては、園内芝生地全体を定期的に行い、常に利用者の利便性に配慮し、実施すること。 ②除草剤は使用しないこと。 ③施肥については、肥料法に基づく登録証明書又は成分表の写しを添付し、指定量を均一に撒くこと。 ④除草については、周辺植栽植物を傷めないよう丁寧に雑草だけを根より抜き取ること。 ⑤補植については、芝の生育状態を把握し、斑な箇所が無いよう行うこと。	芝刈り		6回／年	・3月～10月において芝刈り管理を徹底すること。 ・芝刈りや集草については乗用を使用しても可。但し、芝を傷めないよう注意して作業にあたること。 ・イベント後には補植管理を徹底すること。
		施肥		2回／年		
		除草(人力)		4回／年		
		補植		2回／年		
	ウ 自然の森の管理	①散策道の両路肩の除草、倒木、折木等の除去、落ち葉の清掃等、常に利用者の利便性に配慮し管理すること。 ②除草については、路肩より1mぐらいの範囲を刈り払い、処分すること。	除草		4回／年	管理上、支障のある時は適宜実施。
			倒木・折木処理、 周辺清掃		随時	
	エ 花壇の管理	①施設等を損傷しないように留意して耕耘・整地し、枯損花及び雑草等は根から掘り起こし取り除くこと。 ②除草剤は使用しないこと。 ③施肥については、肥料法に基づく登録証明書又は成分表の写しを添付すること。 ④花壇面に所定の花弁数を斑にならないよう密に植え付け、植え付け後は散水等の巡回管理を行うこと。	抜根・植栽		2回／年	植え付け後、必要に応じて行う。
			施肥		2回／年	
			除草(人力)		随時	
	オ その他、園内の管理	①除草の際、機械を使用する場合は肩掛式とする。樹木や施設の損傷に注意しつつ、刈り残しやムラの無いよう均一に刈り込む。 ②つる性雑草も除去する。刈り後は園内に散乱した草の清掃を必ず行うこと。	機械除草		随時	
			人力除草		随時	